

## ○公益社団法人吹田市体育協会定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人吹田市体育協会と称し、英文名を、Suita Amateur Sports Association (略称 SASA) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、吹田市における市民スポーツの振興、スポーツの普及・競技力の向上を図り、市民の心身の健全な発達、市民生活の向上・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ大会・教室の企画及び運営
  - (2) スポーツ研修
  - (3) スポーツ指導者等の養成、登録及び派遣
  - (4) スポーツ情報の提供及び収集等広報活動
  - (5) スポーツ団体の育成と相互間の連絡及び調整
  - (6) スポーツ大会への選手及び役員の派遣
  - (7) スポーツ表彰及び顕彰
  - (8) 健康の増進及び体力の向上の推進
  - (9) スポーツ交流
  - (10) スポーツ施設等の管理運営及びスポーツ施設等の円滑な運営に関する協力、助言
  - (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、大阪府域内において行うものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- (入会)
- 第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出のうえ、理事会の承認を受けなければならない。
- (経費の負担)
- 第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- (任意退会)
- 第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- (除名)
- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- (会員資格の喪失)
- 第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項  
（開催）

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は毎年事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、総会において出席した正会員の中から選出する。

（議決権）

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 総会の決議は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定員の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。

5 総会に出席できない正会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

(決議の省略)

第18条 理事又は正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事から選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第18条の規定により作成した総会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上45名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、4名以内を副専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び副専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 副専務理事は、専務理事を補佐する。
- 6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

(役員責任の免除)

第28条 この法人は一般法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員が職務の執行状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長等)

第29条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、名誉顧問、顧問、相談役及び参与(以下「名誉会長等」という。)を置くことができる。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 名誉顧問 若干名
- (3) 顧問 5名以内
- (4) 相談役 5名以内
- (5) 参与 若干名

2 名誉会長等は、次の職務を行う。

- (1) 会長からの相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 名誉会長等の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 名誉会長等は、無報酬とする。ただし、名誉会長等には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び副専務理事の選定及び解職
- (4) 名誉会長等の選任及び解職
- (5) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常任理事会等)

第36条 理事会に、任意の機関として、常任理事会、専門委員会及び部会・連盟スタッフ会議（以下「常任理事会等」という。）を置くことができる。

- 2 前項に定める常任理事会等の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 財産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算書)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 事務局

(事務局)



第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第44条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により、他の一般社団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定める事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第12章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 この法人の設立当初の事業年度は、この法人の成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりである。

	氏名	住所
設立時社員	石井 忠臣	大阪府吹田市山田西1丁目28番A19-305号
設立時社員	森中 美紀	大阪府吹田市竹谷町5番8-605号
設立時社員	信田 邦彦	大阪府吹田市垂水町2丁目7番20号
設立時社員	松岡 猛	大阪府大阪市東淀川区瑞光5丁目5番21号
設立時社員	村山 英昭	大阪府摂津市千里丘東5丁目4番21号
設立時社員	永田 昌範	大阪府吹田市竹見台4丁目6番A1-218号
設立時社員	立田 宏	大阪府吹田市山田西3丁目28番5号
設立時社員	前川 秀昭	大阪府吹田市南吹田5丁目27番3号
設立時社員	下岡 正美	大阪府吹田市原町2丁目20番10号

(設立時の役員等)

第52条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

	氏名
設立時理事	菅沼 和夫、高木 弘昭、石井 忠臣、出太鼓 俊宏、宮本 幹照、久保 由子、森中 美紀、野口 享、村田 富蔵、分銅 保久、小林 啓一、信田 邦彦、山口 修、八島 和雄、松岡 猛、江崎 篤寛、村山 英昭、永田 昌範、立田 宏、漆谷 榮伍、西脇 義隆、日下部 正、広田 倫久、西浦 由美、大原 吾朗、石橋 剛、松尾 恵美、岩橋 千賀子、笹野 順一、桐山 実

公益社団法人吹田市体育協会定款

---

池田 晴彦、土岐 祐子、増田 尚子、須賀 敏子、安田 博、  
前川 秀昭、下岡 正美

設立時代表理事 立田 宏

設立時監事 高森 八四郎、矢上 雅啓

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

付則1 この定款は、平成28年4月1日から施行する。

付則2 公益認定を受けたときは、第37条の規定にかかわらず、公益認定を受けた日の前日を事業年度の末日とし、公益認定を受けた日を事業年度の開始日とする。

以上、公益社団法人吹田市体育協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年11月8日

設立時社員 石井 忠臣 印

設立時社員 森中 美紀 印

設立時社員 信田 邦彦 印

設立時社員 松岡 猛 印

設立時社員 村山 英昭 印

設立時社員 永田 昌範 印

設立時社員 立田 宏 印

設立時社員 前川 秀昭 印

設立時社員 下岡 正美 印